

渡邊敏郎事務所が発行した技能講習修了証を 無効とするお知らせ

大分労働局

大分労働局は、登録教習機関である渡邊敏郎事務所（大分市大字千歳 492-7-1）について、平成 24 年 2 月 23 日付けで登録取消処分を行いました。

渡邊敏郎事務所においては、平成 19 年 11 月 29 日以降、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習等をはじめ、6 種類の技能講習を 1,800 名以上に対し実施しておりますが、多くの講習において資格の無い講師が技能講習を行ったり、また、講習を受講していない者、法定の講習時間を満たしていない者等に対し、不正に修了証を交付した事実が判明しております。

今般、各修了証ごとに調査した結果、下記 1 のとおりガス溶接技能講習の一部とその他の講習のすべての修了証が無効であることが判明いたしました。

当労働局では、渡邊敏郎事務所の代表者である渡邊敏郎に対し、無効である修了証の回収を命じるなどにより、回収に努めております。

については、関係労働者が所有する技能講習修了証について、その発行者を確認していただきますとともに、渡邊敏郎事務所が発行した技能講習修了証については、下記 2 の事項に基づき、厳格かつ適切な対応を早急に図られますようお願いいたします。

なお、無効である修了証を所持する労働者を当該業務に従事させた場合にあっては、事業者責任を問われることがありますことを念のため申し添えます。

記

1 無効となる技能講習修了証

(1) 渡邊敏郎事務所が実施した技能講習で、～ については全て無効です。

玉掛け技能講習

小型移動式クレーン運転技能講習

足場の組立て等作業主任者技能講習

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

高所作業車運転技能講習

(2) 渡邊敏郎事務所が実施したガス溶接技能講習については、平成 20 年 11 月以降に実施された講習の一部が無効です。

詳細は大分労働局労働基準部健康安全課あてにご照会下さい。

2 技能講習修了証の対応について

渡邊敏郎事務所が発行した修了証を有する労働者を新規に雇用する場合

渡邊敏郎事務所が発行した資格証を所有した労働者を新たに雇用する場合に当たっては、記 1 の無効である修了証に該当しないことを確認し、確証を得た上、当該作業に従事させてください。

また、記 1 に該当する修了証が認められた場合は、直ちに渡邊敏郎事務所あるいは大分労働局労働基準部健康安全課又は大分県内の各労働基準監督署に提出させてください。

*** 渡邊敏郎事務所**

(登録時の住所) 大分市大字千歳 492-7-1

< 照会先 >

大分労働局労働基準部健康安全課

〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号

0 9 7 - 5 3 6 - 3 2 1 3

fax 0 9 7 - 5 3 7 - 7 4 2 2